

総合点の算出方法について（令和8年5月以前公告分まで）

$$\text{【総合点} = \text{客観点数（総合評定値通知書の総合評定値 P）} \\ + \text{主観点数A} + \text{主観点数B} + \text{主観点数C} \text{】} \\ \text{（工事成績）（指名停止）（施工体制）}$$

- 1 対象業種・・・土木一式、建築一式、管、舗装の4業種
- 2 客観点数・・・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）
- 3 主観点数
 - ・主観点数A・・・前年度に採点された工事成績評点（4月1日から翌年3月31日までに完成し検査の終了したものを対象）から算出した数値
 - ・主観点数B・・・前年度における指名停止に係る期間（4月1日から翌年3月31日までに措置が確定した期間）から算出した数値
 - ・主観点数C・・・前年度の施工体制点検結果（4月1日から翌年3月31日までに完成し検査の終了したものを対象）から算出した数値
- 4 算出方法
 - ・主観点数A・・・各業者の各業種毎の平均点（小数点以下は切捨て）を表1に当てはめた点数を加算・減算します。

（表1）

| 工事成績評点の平均点 | 点数 |
|------------|-----|
| 96点以上 | +60 |
| 91点～95点 | +50 |
| 86点～90点 | +40 |
| 81点～85点 | +30 |
| 76点～80点 | +20 |
| 65点～75点 | 0 |
| 60点～64点 | -20 |
| 57点～59点 | -30 |
| 54点～56点 | -40 |
| 51点～53点 | -50 |
| 51点未満 | -60 |

- ・主観点数B・・・指名停止を受けた月数を10倍した点数を減点します。
- ・主観点数C・・・施工体制点検結果に基づき減点します。